

## 地 域 再 生 計 画

### 1. 地域再生計画の名称

「いつか私にもどる水」津山市水環境再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

津山市

### 3. 地域再生計画の区域

津山市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

#### (1) 津山市の特性

津山市は平成17年2月に津山市、加茂町、阿波村、勝北町及び久米町が合併して誕生し、人口10万8898人（平成21年4月1日現在）、面積506.36Km<sup>2</sup>、岡山県北東部に位置する。市内には氷ノ山・後山・那岐山 国定公園などの雄大な中国山地の山並みや吉井川の清流をはじめとする恵み豊かな自然が残されている。こうした自然環境に配慮した新しいまちづくりに取り組むため、平成18年度に今後10年間の市政運営の指針として「津山市第4次総合計画」を策定し、新市の速やかな一体化を図り、全ての市民が誇りをもって暮らせる新たなまちづくりを進め、岡山県北の中心都市としてさらなる躍進を遂げていこうとするところである。

#### (2) 計画の意義及び目標

まちづくりの一環として津山市では「美しい自然と快適空間の形成」を掲げ、自然が減少する傾向にあるなか、余暇時間の増加や市民の環境に対する意識の向上にともない、自然とのふれあいを大切にし、水や緑、生態系などの自然や景観を守り、蘇らせるための市民活動を活発に行い、後世に継承してゆく必要があると考えている。このため、市内面積の多くを占める森林を水源涵養、国土保全の観点から整備すると同時に、河川の水質浄化のため生活排水や産業排水の適正な処理を図る施設整備をより一層推進する必要がある。これまでの具体的な事業としては、昭和52年度から整備している市街地の中心部での公共下水道事業があり、平成2年度から供用開始をしている。また加茂地域では平成13年度、勝北・久米地域では平成14年度にそれぞれ

れ供用開始をしている。さらに農業集落排水事業では、平成10年度に阿波地区、平成11年度に黒木地区、平成12年度には青柳地区、平成14年度に下津川地区、平成17年度に新加茂地区、平成19年度に知和地区がそれぞれ供用開始している。さらに合併処理浄化槽設置事業では、平成20年度末で5908基が補助事業として設置されている。この結果汚水処理人口普及率では平成20年度末で49.5%に達したものの、依然低迷している状況である。このため引き続き汚水処理施設の整備促進を図り、河川のさらなる水質浄化を進めるものである。

またごみ処理施設の許容量が逼迫しており、老朽化も進んでいることから、市民・事業者と連携し、ごみの減量化・資源化に努めるとともに、新エネルギーの導入を実施し、省資源・省エネルギー化への取り組みを行うとともに、地域の環境美化への市民の取り組みとして、花いっぱい運動や道路、河川、公園等の清掃活動が行われている。今後もこれらの自主的な活動を支援するとともに快適空間の形成への意識の高揚に努めていくものである。

以上により豊かな自然環境・景観を保全するとともに、自然の恵みを楽しむ喜びを実感し、共有できるまちづくりを通じて地域再生を目指すものである。

- (目標1) ・汚水処理施設の整備促進 汚水処理人口普及率を50.7% (平成21年度末見込み) から56.1%に向上
- (目標2) ・放流河川水質の改善 BODを15から10に改善

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

市全域で効率的な汚水処理施設の整備促進を図るため、現在認可を受けている勝北・久米地域の公共下水道を整備するとともに、認可の拡大について適時に検討を行う。また公共下水道事業認可区域及び農業集落排水整備事業地区以外の区域については、合併浄化槽設置整備事業を推進し、汚水処理人口普及率を向上させ、安全で潤いのある美しい自然と快適空間が提供できるまちづくりを図る。

### 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- (1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・・勝北・久米地域 平成21年3月に事業認可

### 【事業主体】

- ・ いずれも津山市

### 【施設の種類】

- ・ 公共下水道、浄化槽（個人設置型）

### 【事業区域】

- ・ 公共下水道 津山市勝北地域・津山市久米地域
- ・ 浄化槽（個人設置型） 津山市全域（ただし公共下水道事業認可区域及び農業集落排水整備区域以外の区域）

### 【事業期間】

- 公共下水道 平成22年度～平成26年度
- 浄化槽（個人設置型） 平成22年度～平成26年度

### 【整備量】

- 公共下水道 管渠  $\phi 75 \sim 250$  L=28,500m  
(うち交付金 L=18,500m)
- 浄化槽（個人設置型） 1600基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 勝北・久米地域 821人

- 浄化槽（個人設置型） 津山市全域（ただし公共下水道認可区域及び農業集落排水整備区域以外の区域）  
4,000人

### 【事業費】

- 公共下水道 事業費 1,231,000千円  
(うち、交付金 615,500千円)  
単独事業費 725,900千円
- 浄化槽（個人設置型） 事業費 670,000千円  
(うち、交付金 223,333千円)

合計	事業費	1,901,000千円
	(うち、交付金)	838,833千円)
	単独事業費	725,900千円

### 5-3 その他の事業

#### ① 美しい自然の形成に関する事業

- ・ 森林・里山の環境保全

森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性に対する理解を深めるため、森林環境教育の普及に努めるとともに、自然観察や体験学習等ふれあいの場として里山の保全と利用を促進する。

- ・ 自然景観の保全と再生

自然景観法に基づく景観計画区域や津山市環境保全条例に基づく新たな自然保護地域の指定を行うなど、自然景観の保全と再生に努める。

#### ② 快適空間の形成に関する事業

- ・ 循環型社会形成の推進

ごみ処理施設の許容量が逼迫していることから、資源循環型都市を目指し、市民・事業者と連携して、ごみの減量化、資源化に最大限努める。

- ・ 新エネルギーの活用

小学校や本庁舎に太陽光発電設備を設置するなど、新エネルギーの導入や、地球温暖化防止の普及活動を実施し、省資源・省エネルギーの取り組みを行う。

## 6. 計画期間

平成22年度～平成26年度の5年間

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標について、関係部局等と状況を調査検討し、本事業の評価を行う。またその結果及び今後の汚水処理整備事業の遂行方法等を公表する。

## 8. 地域再生計画の実施の関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし